



令和3年度 文部科学省委託事業

「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」
教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究

障がいのある学生の
教育実習における合理的配慮に関する
対応マニュアルとチェックリスト

令和4年3月

国立大学法人 大阪教育大学



大阪教育大学は文部科学省より令和3年度「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の委託を受けて、「障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進」をテーマに、「教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の在り方の検討に関する調査研究」を行いました。

調査研究の目的と概要

障がいのある学生が大学等の高等教育機関において学修するにあたり、情報保障や環境整備などの合理的配慮を検討し提供することが、高等教育機関側に求められています。教職課程をおく大学等に在籍する障がいのある学生が教育実習に参加する場合においても、同様に合理的配慮を検討し提供することが必要です。

本調査研究では、教職課程を置く大学等に在籍する障がいのある学生が教育実習に参加する際の支援を検討するにあたり、教育実習の指導等にかかわる教職員が障がいのある学生に対して配慮すべき事項を明らかにしました。調査研究で明らかとなった内容を参考に、障がいのある学生が教育実習に参加するにあたって配慮すべき事項をまとめ、その配慮事項等に関するマニュアル、チェックリストを作成しました。

マニュアル、チェックリストについて

本調査にご協力くださった教職課程をおく大学の教育実習担当部署や障がい学生支援の専門部署の教職員へのインタビュー調査をもとに、障がいのある学生の教育実習にあたって、学内外それぞれにおいて実習に向けた準備が望ましい時期や、障がい種別ごとの配慮事項、実習校との調整事項の在り方のマニュアルや、その実施状況を確認するチェックリストについて、本学の各障がい種を専門とする教員、障がい学生支援専門部署、教育実習担当部署の教職員で作成をしました。また、マニュアル、チェックリストは、教育実習受け入れ側の学校現場との連携が重要であることから、大阪府立支援学校校長会のご協力を得て、現場教員の認識を踏まえた有識者会議においても検討を行いました。

本マニュアル、チェックリストを全国の教職課程をおく大学にご活用いただき、教育実習の準備の段階から学生をサポートし、学生が安心して教育実習に臨めるようするとともに、教育実習を受け入れる幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員の方と積極的に共有いただけますと幸いです。

本マニュアル、チェックリストにお示しした内容は一例です。ご意見、ご感想は、大阪教育大学障がい学生修学支援ルーム(sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp)までお寄せいただけますと幸いです。

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル～障がいのある学生全般～

ここでは、障がいの種別にかかわらず、障がいのある学生全般に共通する教育実習での合理的配慮に関する対応や留意事項をまとめています。この対応マニュアルの内容に加えて、学生の障がい種別に特化した対応マニュアルも参考にしてください(7ページ目以降を参照)。

◆ 1. 大学での教育実習前の面談の在り方

(1) 申し込み時の書類で配慮事項を把握するためのポイント

障がいのある学生が教育実習担当部署に提出する書類には、アレルギーや持病、障がいなどを記載する欄が設けられていることが一般的です。それらに対して、当該学生の障がい学生支援の専門部署等とのつながりの有無や配慮のための連携の要・不要の確認項目を書類に記載し、大学の教職員間での連携に役立てていくとよいでしょう。

学生の中には連携が不要と考えている場合や、障がい学生支援の専門部署とのつながりがない学生もいます。書類で障がいなどの記載が確認され、支援や配慮について検討したほうが学生の利益につながると考えられる場合は、教育実習の申し込み受付の担当者から個別に声をかけます。特に、配慮のための連携を不要と回答している学生で、過去に合理的配慮を受けていたことが把握されている場合や、学内のいずれかの部署においてトラブル等への対応を行ったことが把握されている場合は、関わりのあるゼミ担当教員などと連携の上、個別の声かけから面談につながられるほうが望ましいといえます。

(2) 時期

障がい種別によっては、実習校の設備や在籍する幼児児童生徒の実態で受け入れそのものが可能か事前調整する必要がありますので、教育実習の申し込み以前から面談を行う必要があります。入学時や教育実習の申し込み以前から、障がいのある学生の支援に関わる専門部署と連携して、面談を行いましょう。また、いずれの障がいであっても、障がい学生支援の専門部署では、教育実習を希望することが考えられる学生に対しては、日頃の面談で話題にして、学生に関する情報収集をし、部署間での連携を密に行うことができる体制を準備しておくことが大切です。

(3) 人員構成

ゼミ担当教員、実習指導の担当教員、障がい学生の支援にかかわる専門教職員、実習に関する事務職員を中心に、学生のニーズに応じた人員での面談を行ないます。必要に応じて、部署を横断する形のメンバー構成での面談を検討します。障がいの種別によっては外部の専門家との連携が必要なこともあります。これは、各障がい種別ごとの対応マニュアルを参照してください。

(4) 面談で明らかにしておくポイント

障がいによって支援や配慮が必要となる場面は異なります。学校、園での一日の流れや場面を想定し、どんな支援や配慮が必要になることが考えられるのかについて、できるだけ具体的に話しあっておくようにします。想定される流れや場面は学校種によって異なりますが、教科別や使用する教室や場所（学級、特別教室、体育館、グラウンドなど）、朝礼や終礼、集会、放課後の活動、行事などが挙げられるでしょう。

(5) 面談で明らかになった情報の取り扱いについて

診断名をどのレベルまで伝えるか、面談で聞き取ったニーズの伝え方などについて詳細に話し合ったうえ、実習校への情報提供に対する学生からの同意を得る必要があります。詳細な状況は管理職までにとどめるのか、それとも配属されるクラスの教員を含めるのかなどです。また身体障がいの場合で機器や装具を使用している場合は、幼児児童生徒やその保護者にも知らせておく必要があるかなどの確認と同意が必要となります。

◆ 2. 教育実習先の選定段階での留意事項

障がいの種別によっては、学生の希望する実習校では物理的に受け入れに適さない環境の場合もあります。実習校選定前の面談でニーズの聞き取りを行った障がいのある学生について、その面談の内容を踏まえて選定にむけた調整を行い、学校現場の過度な負担とならない範囲で合理的配慮を受けることのできる園、学校での受け入れ調整を行います。障がいによって移動手段や移動時間が限られる場合は、選定には配慮を要します。また、障がい特性に応じて、学校の規模も考慮する必要があります。

◆ 3. 教育実習受け入れ校への情報提供や調整の在り方

(1) 伝達する情報のポイントと調整事項

身体障がいの場合は、学生が使用したい機器や装具、それらの使用方法、環境の調整が必要となります。

発達障がいや精神障がいの場合では通常の実習生控室以外の別室を必要とすることがありますが、ニーズは個別性が高いため、教育実習担当部署は事前に学生と詳細な打ち合わせを行っておきましょう。また、実習校の環境や方針によっては、障がいのある学生のすべてのニーズに対して希望にそうことが難しい場合も考えられます。このような場合は、実習校の環境や方針を踏まえ、障がいのある学生、実習校双方で丁寧な調整が必要です。互いに納得のできる方法を検討するため、障がい特性や特性に応じた物理的な環境調整、心理的なサポートについて、学生本人の主体性を大切に、ていねいに話し合いを行いましょう。

(2) 情報提供や調整の望ましい時期

特に身体障がいのある学生については、実習受け入れ校が決定後、速やかに情報提供の機会を設けられるように依頼します。発達障がいや精神障がいの場合は、ニーズの個別性の高さや、学生自身が周囲の学生に開示したくないことも考えられますので、一般的な教育実習生の事前訪問を行ったあと、個別に詳しく情報提供を行う機会を調整する必要があります。また、障がいによる困難さが変化することも考えられますので、教育実習の日程に近い最新の情報も追加で伝えることが必要になる場合があります。いずれにおいても、障がい学生、実習受け入れ校双方にとって、不安なく教育実習を行うために、複数回行うことも想定されます。

(3) 人員構成

実習受け入れ校側からは、管理職、教育実習生の指導について取りまとめる役割の教員が望ましいでしょう。大学側からは、実習指導の担当教員、障がい学生の支援にかかわる専門教職員が考えられます。

◆ 4. 教育実習受け入れ校と大学の連絡体制の在り方

身体障がいの場合は、使用機器や装具に関連し、校内での実習中の対応について、実習受け入れ校から問い合わせがあることが考えられますので、障がい学生と使用する機材について理解している、実習指導の担当教員や、障がい学生の支援にかかわる専門教職員との連絡が想定されます。

発達障がいや精神障がい、病弱・虚弱の場合は、欠席や遅刻の取り扱いなどの連絡が想定されます。教育実習の単位認定にかかわるため、実習にかかわる事務職員の対応もできるようにしてください。

実習中については、学生が困ったとき、実習校が困ったときなどの場合分けを行い、それぞれの対応フローも明確にしておくことが望ましいでしょう。障がい学生支援の専門部署から、実習期間中に学生には合理的配慮がうけられているか、また実習校には合理的配慮の提供にあたって過度な負担などの問題が起きていないかヒアリングを行うことも検討しておくといでしょう。

◆ 5. 教育実習後の成果や課題の振り返りの機会の在り方

(1) 振り返りを行う時期

教育実習後、あまり間を置かずに振り返りの機会が設定されることが望ましいでしょう。また、学生によっては、1度だけでなく複数回にわたって機会が設けられるほうがよいこともあります。

(2) 学生の望ましい気付き

障がい学生が教育実習を行う姿を幼児児童生徒が目にするということは、障がい者の高等教育における学びの姿や社会で活躍する姿のロールモデルの一つとなることが考えられます。一般的な教育実習生としての学びや気づきに加え、幼児児童生徒とともに教室で過ごす中で障がい学生からの視点での気づきや学びが語られると望ましいでしょう。

(3) 実習受け入れ校からの障がいのある学生の成果や課題のヒアリングのポイント

障がいのある学生であるということ以前に一人の教育実習生としての成果や課題のヒアリングは一般的ですが、加えて、実習の記録や実習校の担当教員との間で語られた、障がい学生だからこその視点での気づきがあったか、また振り返りが学生にとって有益なものとなるために障がいを理由としてネガティブな視点と見える言動が学生になかったかなど聞くことができるといでしょう。

(4) 学生からの成果や課題のヒアリングのポイント

障がいをネガティブにとらえた視点にならないように留意が必要です。障がいを理由として視野が狭まらないように、成果や教員として活躍していくうえでの課題を引き出すことができるようにしましょう。

(5) 実習受け入れ校からのヒアリング内容を障がいのある学生に伝える際のポイント

障がいの有無にかかわらず、教育実習受け入れ校から伝えられたよい評価は積極的に伝えます。課題や教員として活躍していくために改善すべき点などについては、障がい種別によっては、伝え方の工夫が必要です。

◆ 6. 障がい学生支援の専門部署と教育実習担当部署の連携の在り方

(1) 共有しておくことが望ましい情報

障がい学生支援の専門部署に相談に来た学生のうち、相談以降に教育実習に行く予定のある学生には、教育実習の準備の段階から担当部署と連携を行い、教育実習受け入れ校との調整を行うことが可能であることの説明をあらかじめしておくことが望ましいところです。障がいのある学生から、部署間での情報共有に対する範囲の確認や同意を得ておくと、教育実習の準備を行いやすくなります。

(2) 部署間での情報共有に対する障がいのある学生からの同意について

学生が教育実習担当部署に提出する書類において、障がい学生支援の専門部署とのつながりがあると確認できた場合、部署間の連携の要・不要の項目を設け確認できるようにしておきます。また、不要と記載があっても、のちに変更が可能であることや、場合によってはゼミ担当教員などが連携を必要だと考えた場合は、勧奨することもあるということも伝えておきます。

部署間での連携にあたってのルールを学生に明示し不安を感じさせない配慮を行い、ていねいな関わりを心がけ、結果的に障がいのある学生が安心して教育実習に取り組めることを目指すためのプロセスであることを学生が納得できるようにしましょう。

◆ 7. 教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～障がいのある学生全般～

障がいのある学生全般に共通する教育実習に関する対応チェックリストにまとめました。それぞれの障がい種別ごとのチェックポイントと合わせて、各段階での対応の参考に活用してください。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト～障がいのある学生全般～			
			メモ欄
学内での準備	書類	申し込み時の書類にアレルギーや持病のほかに障がいについて記載する項目の記入内容	
		障がい学生支援の専門部署等とのつながりの有無の把握	有・無・不明
		障がい学生支援の専門部署等とつながりのない学生への紹介	済・未
	面談	教育実習時の支援ニーズの面談の日程	
		当該学生の面談に必要な人員	
		診断名, 障がいの状態で実習校に伝達しておきたい内容及び伝達したくない内容の確認	
		診断名, 障がいの状態の伝達対象者の確認	
		伝達内容に関する同意	
	選定	障がい特性に応じた移動距離, 移動手段の考慮	要・不要
		障がい特性に応じた学校規模の考慮	要・不要
		障がい特性と将来の就職を見据えた実習校の考慮	要・不要
実習校とともに 行う準備		情報提供や環境調整を行う日時の調整	
		当該学生の受け入れにあたる実習校の人員	
		大学側の情報提供や環境調整のための人員	
実習後 振り返り	実習校	障がいのある学生だからこそその気づきの有無, 内容の確認	
		障がいを理由としたネガティブとみられる言動の有無, 内容の確認	
	学生	障がいのある学生から, 教員として活躍していくうえでの課題を明らかにする発言の有無の確認	
学内の連携		教育実習以前に, 障がい学生支援の専門部署から教育実習担当部署との連携についての説明	済・未
		障がい学生支援の専門部署と教育実習担当部署との連携に対する同意	有・無

◆ 8. 障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応フローの一例

障がいのある学生の教育実習にあたっては、合理的配慮の提供のためのフロー図を作成し、関係者で共有することも有益です。その一例として、学生が教育実習以前から、障がい学生支援の専門部署とつながりのある場合(図1)と、ない場合(図2)に分けて示しています。大学の規模や既存の仕組み、地域の事情をふまえて、あらかじめ作成しておきましょう。

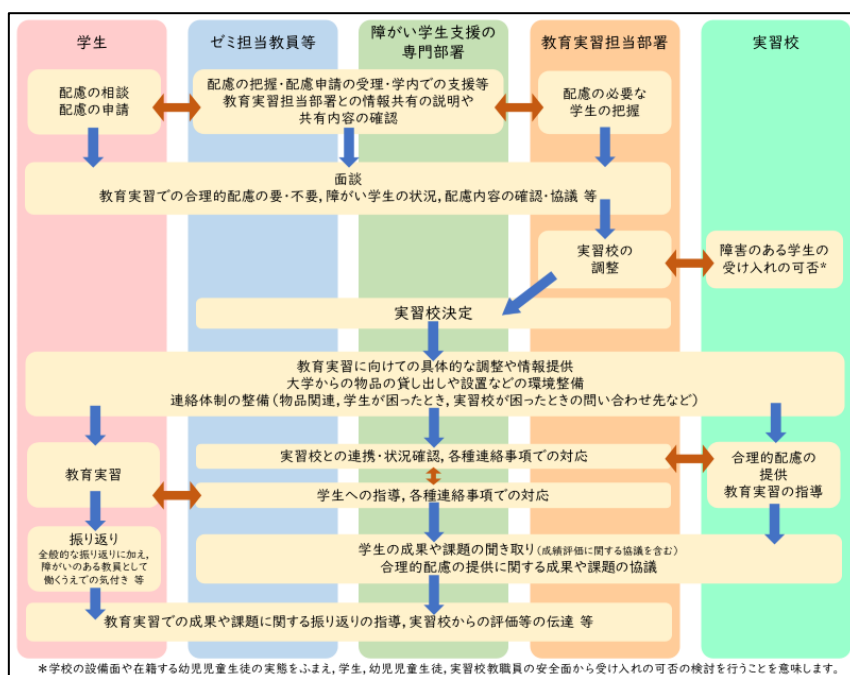


図1. 教育実習以前から障がい学生支援の専門部署等とつながりのある学生の場合

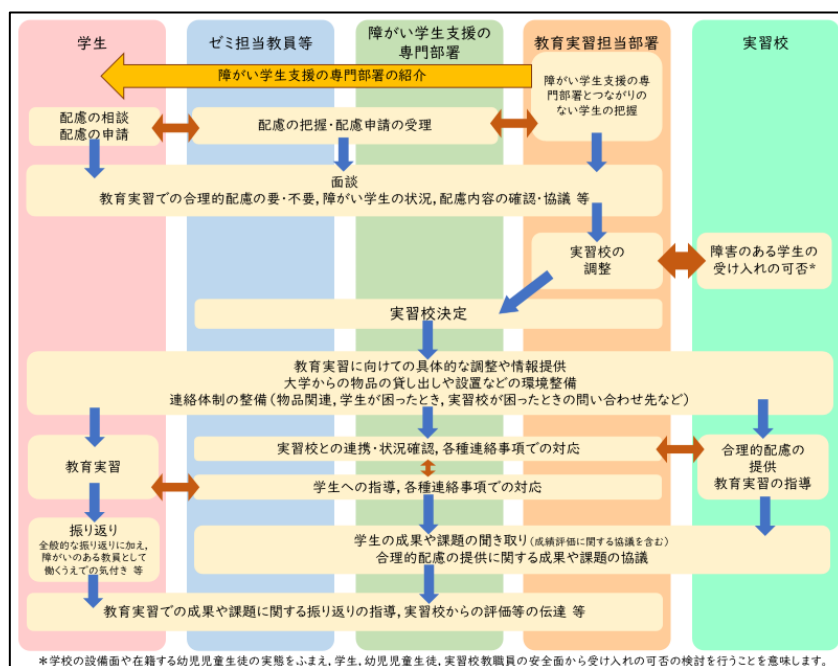


図2. 教育実習の申し込み時に配慮が必要なが把握された学生の場合

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル ～視覚障がい～

ここでは、教育実習に関する対応のうち、視覚障がいのある学生に特化した合理的配慮や留意したい事項の詳細をまとめています。障がいのある学生全般に共通する対応マニュアルと合わせて参照してください。

障がいの概要と困難さの例

(1) 概要

「視覚障がい」とは、視力、視野、眼球運動等の視機能に障がいがあり、なおかつ眼鏡やコンタクトレンズ等を使っても十分な視覚が得られない場合をさす障がいと言えます。視覚障がいは見え方の程度によって「ロービジョン」（かなり見えにくい）と「盲」（見えない）に分けられます。

「ロービジョン」の学生には「ピントが合わない」「視野が欠けている」「暗くなると見えにくくなる」など様々な見えにくさがあります。そのため、学生が視覚をどれだけ使えるのかという機能的視覚評価が必要になります。実習の指導教員は、見えにくさがもたらす機能低下が引き起こす実習場面での困難さを想定し、それを補う手立てを検討する必要があります。

盲の学生の多くは点字を使っています。そのため盲の学生に書類などを事前に送る場合、これまでは書類を出す側による点字翻訳が必要でした。しかし、近年、盲の学生あてにメールやメッセージで書類等を送信すると、利用しているモバイル機器やパソコンの点字ディスプレイにそれが出力され、学生は読むことができる場合があります。盲の学生と普通文字でやりとりできるかを確認しておきましょう。また、盲の学生には実習校までの移動や、実習校内のファミリーゼーション*を指導してもらう必要があり、それは歩行指導員が行います。移動の補助をガイドヘルパーに依頼することもあります。

(2) 困難さの例

教科書の文字や図表が見にくい場合には、ICT 機器を使ったり、拡大鏡を使ったりします。写真、図、地図については口頭での説明を加えています。読み書きには点字を使う場合があります。

昼間は視覚が使えるが暗くなると急に見えにくくなる学生は、下校が遅くなるときには白杖を使います。

*ファミリーゼーション…視覚障がい児・者にとって未知状態にある事物、場所、地域などを指導者が触覚や聴覚など使用するさまざまな手がかりを用いて言語的、行動的に解説し、既知の状態にすること

◆ 1. 大学での教育実習前の面談の在り方

(1) 時期

学生の実習校に通う経路や校内の歩行に加え、在籍する幼児児童生徒の状態との関係において、双方の安全確保のため、実習校の受け入れそのものが可能か事前調整する必要があります。入学時や教育実習の申し込み以前から、障がいのある学生の支援に関わる専門部署と連携して、早期から面談を行いましょう。

(2) 面談で明らかにしておくポイント

ロービジョンと盲とでは対応が異なりますので、見えていない(盲)のか、少しでも見えている(ロービジョン)かについて尋ねておきます。

① 盲学生の場合

移動方法の確認

ガイドヘルパーを使うか、自力で実習校まで通学するかを確認します。自力で実習校までの移動を希望する場合には、歩行指導員(O&M)に安全で効率よく移動できる経路を本人の意向をふまえたうえで検討してもらい、自宅から実習校までの移動や実習校のファミリーリゼーションを指導してもらいます。歩行指導員の派遣を依頼する必要があります。

使用する文字や図の確認

指先で点字や触図に触れて文字や図を読み取ることを確認します。この場合、普通文字を点字に変換し、図を触覚でわかるように変換する作業が必要になります。この変換作業を依頼する業者を選びます。こうした作業は、徐々に最新の電子音声情報端末が活用されはじめています。送られてきたメールや添付書類を自動的に点字ディスプレイに打ち出したり音声出力したりできます。

② ロービジョン学生の場合

移動方法の確認

面談で見え方の特徴と移動時の困難さの有無を尋ねます。ガイドヘルパーを使って実習校に移動するか、白杖を使い自力で実習校まで移動できるように歩行指導員の指導を受けるかを検討します。

使用する文字や図の確認

電子教科書や拡大印刷など、教科書や教材を見やすくする機器の確認をとっておきます。実習校での特別な配慮が必要な場合があるかについても尋ねておきます。

(3) その他

緊急事態にそなえて、実習校と大学の支援担当の連絡先を伝えておきましょう。

(4) 面談で明らかになった情報の取り扱いについて

全く見えていないのか、少しでも見えているのかという違いでも、支援・配慮の仕方が異なります。見え方や支援・配慮について、教職員だけでなく、幼児児童生徒にも知らせておく必要があるかもしれません。その場合には、情報の取扱について事前に本人に説明し同意を得るのが良いでしょう。

◆ 2. 教育実習先の選定段階での留意事項

学生が取得予定の教員免許状及び将来どの学校種での勤務を希望しているのかということもふまえて、実習校を選定するのが望ましいでしょう。視覚特別支援学校での指導内容は他の特別支援学校とは異なるところが多くあります。

◆ 3. 教育実習受け入れ校への情報提供や調整の在り方

(1) 伝達する情報のポイント

視覚障がいの場合は実習に受け入れにあたり、まず学生が実習校に通う経路や校内での歩行に加え、在籍する幼児児童生徒の状態との関係において、双方の安全確保のため、実習の受け入れそのものの可否について、学校の判断を仰ぐとともに、受け入れへの理解や協力を求めていく必要もあります。面談で明らかにした学生の状態やニーズを詳細に伝えます。また、環境面では、受け入れが可能でも、使用機器などについては、授業や場所によっては一部制約があることも考えられますので、双方で納得のできる代替方法等を話し合う必要があります。

受け入れの決定後は、学校内の空間認知（校内の位置を定位する手がかり、教室や職員室や会議室やトイレの位置）、白杖の保管場所やロッカーや靴箱の位置、廊下に物を置かないことや廊下の通行規則などのルール等を最初に決めておきましょう。

情報保障のために、拡大鏡や ICT 機器の持ち込みが必要な場合は、それらの使用場面についての説明が必要となります。また、実習記録の記載や提出についても、ICT 機器を使用することが想定されますので、記録内容のデータの扱い方など細かな取り決めを事前に行っておきましょう。

(2) 情報提供や調整の望ましい時期

一般的な教育実習の事前訪問以外に、実習校までの経路の確認や校内の動線確認のために複数回の訪問が必要な場合もあります。特に母校以外で教育実習を行う場合は、校内配置をイメージし、安全に歩行できるようになるには、事前の練習期間の設定も必要となります。受け入れ校が決定後は、速やかに訪問日程などの調整が必要です。

(3) 人員構成

実習受け入れ校側からは、管理職、教育実習生の指導について取りまとめる役割の教員での人員構成が望ましいでしょう。それに加えて、歩行指導担当教員からの助言を得るなどの工夫も考えられます。大学側からは、実習指導の担当教員、障がい学生の支援にかかわる専門教職員が考えられます。この他、実習校までの経路確認が必要な場合や、校内配置に慣れて安全に歩行できるようにするため、視覚障がい歩行指導員（O&M）への依頼が必要な場合があります。

◆ 4. 教育実習後の成果や課題の振り返りの機会の在り方

(1) 学生の望ましい気づき

拡大鏡や ICT 機器や点字などを活用しながら、教育に携わる中での自身の工夫や改善すべき点など、実際に円滑に教育活動を行うため、合理的配慮を求めていく部分と自分で工夫していく部分について、気づきがあると望ましいでしょう。

◆ 5. 教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～視覚障がい～

視覚障がいのある学生の教育実習に関する対応をチェックリストにまとめました。障がいのある学生全般に共通する教育実習に関する対応チェックリストと合わせて、各段階での対応の参考に活用してください。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～視覚障がい～				
			メモ欄	
学内での準備	面談	視覚の状態	● 見えない場合(盲) 使用している文字 点字 使用している機器 PDA(携帯情報端末) 点字器、点字プリンタ 授業で受けてきた配慮事項 家庭での学習方法 移動方法	
			● 見づらさがある場合(ロービジョン) どのように見えているのか メガネについて ICT 機器の利用について。 使用している文字(普通文字・拡大文字・点字) 文字の場合はフォントサイズや色, 反転の有無 授業で受けてきた配慮事項 家庭での学習方法 移動方法 教室の照明について まぶしさについて まぶしさの程度と望ましい照明 教室照明・卓上照明とブラインドやカーテンの必要性について 視野の欠損状況について 見えにくい部分	
		実習校までの経路の確認について		
		見え方の支援・配慮について伝達する対象	教職員	
			幼児児童生徒	
	保護者			
選定	取得予定の教員免許状や将来の就職を見据えた実習校の考慮			

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～視覚障がい～

			メモ欄
実習校とともに 行う準備	校内での 動き	白杖の保管場所, ロッカー, 靴箱の位置の取り決め	
		実習校内の動線の確認	
		廊下の通行ルール等の整備	
		ICT 機器, 拡大鏡等の使用場面の確認	
		実習校の歩行指導教員からの助言	
	実習記録	記録方法	
		提出方法	
		記録内容のデータの扱いに関する取り決め	

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル ～聴覚障がい～

ここでは、教育実習に関する対応のうち、聴覚障がいのある学生に特化した合理的配慮や留意したい事項の詳細をまとめています。障がいのある学生全般に共通する対応マニュアルと合わせて参照してください。

障がいの概要と困難さの例

(1) 概要

「聴覚障がい」は音を聞き伝える経路に何らかの障がいがあって話し言葉や周囲の音が聞こえなかったり聞こえにくくなったりする状態です。障がいの種類や程度は様々で、多様な聞こえ方、聞こえにくさがあり、そのことにより困難の状況も異なってきます。

(2) 困難さの例

音声が届かないということは、音声による情報を知ることができないということです。そのため多くの人が共有している情報をどのように補うのかを常に考え配慮する必要があります。また、音声が届かないということ以外にも様々な困難さがあることの理解が必要です。

◆ 1. 大学での教育実習前の面談の在り方

(1) 面談で明らかにしておくポイント

難聴の程度（軽度・中等度・高度・重度）、補聴機器（補聴器・人工内耳等）及び情報保障機器（PC・ロジャーマイク・UD トーク等）の使用状況について、詳細を明らかにしておきます。さらに日常生活や大学生活でのコミュニケーション方法についても、詳細な聴き取りが必要です。また、教育実習時の情報保障方法の選択においては情報提供時のタイムラグが生じることがありますので、それぞれの情報保障方法の特徴や様々な教育実習場面の特徴も十分に理解した上で、情報保障方法を複数組み合わせるなどの配慮も必要になります。

(2) 面談で明らかになった情報の取り扱いについて

聞こえ方や聞こえに対する支援・配慮、また情報保障の機器を使用することについて、教職員のみでなく、幼児児童生徒及び保護者にも説明を行うのか、またその説明内容について細かく確認と同意が必要となります。

◆ 2. 教育実習先の選定段階での留意事項

聴覚障がいのある学生が取得予定の教員免許状及び将来、どの学校種での勤務を希望しているのかということもふまえて、実習校を選定することが望ましいでしょう。また、聴覚特別支援学校で教育実習を行う場合には、学校によって、学部によって、幼児児童生徒の一人一人が、それぞれのコミュニケーション方法を活用していますので、事前に、実習校で活用されているコミュニケーション方法についても情報収集しておくことが必要になります。コミュニケーション方法については、学生が主に使っている方法や希望する方法と、実習校で活用されている方法に大きな乖離が生じないようにする視点も必要になります。また、医療的ケアの必要な幼児児童生徒のいるクラスでは、子どもの健康観察をする上で、聴覚情報も重要となります。そうした実態のある幼児児童生徒の在籍についてもていねいに確認し、実習校と協議したうえで選定を検討する必要があります。

◆ 3. 教育実習受け入れ校への情報提供や調整の在り方

(1) 伝達する情報のポイントと調整事項

情報保障については、従来の手話通訳、ノートテイクやパソコンテイクのほかに、近年では、インターネットを用いた遠隔情報保障システムも活用されています。この場合は実習校の Wi-Fi 利用の可否などの確認も必要となります。また、モバイル Wi-Fi の持ち込みについても、実習校の幼児児童生徒への指導方針などとのすり合わせを慎重に行わなければならないこともあるので、留意すべき点となります。このほか、手話通訳者やノートテイクが教室に入る場合には入室の許可及び何をどのレベルまで通訳するのかなど、詳細な調整が必要です。

さらに、聴覚障がいの場合、マスク着用者とのコミュニケーションが非常に困難になります。マスク着用時のコミュニケーション方法や、透明マスク使用に関する対応なども必要です。

(2) 情報提供や調整の望ましい時期

情報保障の方法によっては、複数回の調整が必要となることが考えられるため、大学での教育実習にあたっての面談の後速やかに、実習校との事前打ち合わせの機会を調整します。

◆ 4. 教育実習受け入れ校と大学の連絡体制の在り方

手話通訳、ノートテイクやパソコンテイク、また、特に遠隔情報保障システムに関してはシステム活用時に聴覚障がいのある学生と大学との直接的なやり取りも必要になるため、連絡方法についても事前に詳細な取り決めを学生と行っておきましょう。

◆ 5. 教育実習後の成果や課題の振り返りの機会の在り方

(1) 学生の望ましい気付き

教育実習終了後には教育実習の課題や成果を振り返るだけでなく、教員採用後に実際に情報保障を活用しながら教育活動を行うにあたって、合理的配慮を求めていく部分と自身で工夫していく部分についての気付きなどについても振り返りをしていくことが望ましいでしょう。

◆ 6. 教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～聴覚障がい～

聴覚障がいのある学生の教育実習に関する対応をチェックリストにまとめました。障がいのある学生全般に共通する教育実習に関する対応チェックリストと合わせて、各段階での対応の参考に活用してください。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト　～聴覚障がい～				
				メモ欄
学内での準備	面談	難聴の程度（軽度・中等度・高度・重度）		
		補聴機器及び情報保障の機器の種類		
		コミュニケーション方法の確認		
		提供できる情報保障方法選択のための説明		
		聴こえ方, 聴こえに対する支援・配慮, 情報機器使用の説明の対象	教職員	
			幼児児童生徒	
	保護者			
	選定	取得予定の教員免許状や将来の就職を見据えた実習校の考慮		
実習校に在籍する幼児児童生徒の実態の確認				
実習校とともに 行う準備	遠隔情報保障	インターネットに関する取り決め（Wi-fi の使用等）		
		実習校のモバイル機器の指導方針とのすり合わせ		
	手話通訳 ノートテイク	支援者の入室の許可		
		通訳, ノートテイクのレベル		
	マスク着用時	コミュニケーション方法		
		透明マスク等の使用に関する対応		
	実習校の幼児児童生徒のコミュニケーション方法に関する情報収集			
	各種情報保障に関する連絡方法（主に大学と学生間）			
実習後 振り返り	学生	情報保障を活用しながら教育活動を行うにあたって, 合理的配慮を求めていく部分についての気付き		
		情報保障を活用しながら教育活動を行うにあたって, 自身で工夫していく部分についての気付き		

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル ～肢体不自由～

ここでは、教育実習に関する対応のうち、肢体不自由のある学生に特化した合理的配慮や留意したい事項の詳細をまとめています。障がいのある学生全般に共通する対応マニュアルと合わせて参照してください。

障がいの概要と困難さの例

(1) 概要

肢体とは「四肢」と「体幹」を表します。「四肢」は上肢(手と腕)と下肢(足と脚)、「体幹」は胴体を意味します。「肢体不自由」とは四肢・体幹が病気や怪我等で正常な機能が損なわれ、長期的に日常生活において不自由や困難が生じている状態です。障がいの部位や程度によって個人差があります。

具体的には、障がいのあり方によって次のように分けられます。

- ＊手や腕、足や脚が短かったり、なかったりする。
- ＊筋肉に力が入らなかったり、力の調整ができなかったりする。
- ＊自分の意思とは関係なく筋肉に力が入ったり抜けたりする。
- ＊手足の動きを上手に調節することができず、歩いたり立ったりすることが困難になる。

(2) 困難さの例

多くの人が当たり前のように行っている行動でも、個々の障がいのあり方によって難しい場合があります。移動等に関するハード面のことでなく、それぞれの施設・設備の運用など、ソフト面においても困難さがあります。また、発話等のコミュニケーションに困難がある方や体温調節が困難な方もいます。

◆ 1. 大学での教育実習前の面談の在り方

(1) 時期

長距離の移動や、場所によっては移動が困難な場合のほか、設備や安全面において実習校が受け入れ可能であるか検討を行う必要があります。入学時や教育実習の申し込み以前から、障がいのある学生の支援に関わる専門部署と連携して、面談を行いましょう。

(2) 面談で明らかにしておくポイント

障がいの特性や肢体不自由の困難さ(上肢・下肢・体幹等)、言語・コミュニケーション、車いすや装具・自助具の使用状況、外部介助者の有無の確認は、ていねいに行ってください。

(3) 面談で明らかになった情報の取り扱いについて

肢体不自由における困難さについて本人及び担当教員から、幼児児童生徒に年齢段階に応じた説明をするのが望ましいでしょう。特に外部介助者が入構して支援を行う場合は、教職員だけでなく幼児児童生徒への説明が必要となります。説明の仕方などについて、実習校との詳細な取り決めを行うための準備が必要です。

◆ 2. 教育実習先の選定段階での留意事項

肢体不自由のある学生が取得予定の教員免許状及び将来どの学校種での勤務を希望しているのかということもふまえて、実習校を選定するのが望ましいでしょう。

◆ 3. 教育実習受け入れ校への情報提供や調整の在り方

(1) 伝達する情報のポイントや調整事項

肢体不自由の場合はまず、設備面や在籍する幼児児童生徒の状態との関係において、双方の安全確保のため、実習の受け入れそのものの可否について、学校の判断を仰ぐとともに受け入れへの理解や協力をもとめていく必要もあります。面談で明らかにした学生の状態やニーズを詳細に伝えます。また、受け入れが可能でも、使用機器などについては、授業や場所によっては一部制約があることも考えられますので、双方で納得のできる代替方法等を話し合う必要があります。

受け入れの決定後は、物理的な障壁については、大学で行っている支援方法を共有し、必要に応じて大学内で使用している支援機器や自助具、スロープなどを実習校に貸し出しを行います。

また障がいによっては、以下のような内容の相談が必要になることが考えられます。

- ・板書が難しい場合のスライドの投影などの授業実施方法の変更
- ・車いす使用のため、教壇の使用や机間巡視に関する相談
- ・日常生活における介助者の配置

(2) 情報提供や調整の望ましい時期

物理的な障壁への環境調整は、実習校の環境によって異なるため、実習校決定後はできるだけ早い時期から、複数回の調整が必要な場合があります。学生と実習校の間で行えることと、大学からの物品の貸し出し等の調整が必要なことがあるため、詳細な確認が必要です。

◆ 4. 教育実習後の成果や課題の振り返りの機会の在り方

(1) 学生の望ましい気付き

肢体不自由のある学生の希望する進路にもよりますが、自身の工夫や改善すべき点などを意識し、実際に円滑に教育活動を行うため、合理的配慮を求めていく部分と自分で工夫し克服していく部分について、気付きがあると望ましいでしょう。

◆ 5. 教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～肢体不自由～

肢体不自由のある学生の教育実習に関する対応をチェックリストにまとめました。障がいのある学生全般に共通する教育実習に関する対応チェックリストと合わせて、各段階での対応の参考に活用してください。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト　～肢体不自由～					
				メモ欄	
学内での 準備	面 談	肢体不自由の困難さ	上肢		
			下肢		
			体幹		
		車いす, 装具・自助具の使用状況			有・無 種類:
		外部介助者			有・無
		実習校までの経路の確認			
		困難さをについて, 説明を行う対象			幼児・児童・生徒
	選 定	取得予定の教員免許状や将来の就職を見据えた実習校の考慮			
実習校とともに 行う準備	物理的 障壁	支援機器や自助具, スロープ等の貸し出し			
		板書の方法			
		教壇の使用			
		机間巡視			
	授業以外の日常の介助者の配置について				

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル ～病弱・虚弱～

ここでは、教育実習に関する対応のうち、病弱・虚弱の学生に特化した合理的配慮や留意したい事項の詳細をまとめています。障がいのある学生全般に共通する対応マニュアルと合わせて参照してください。

障がいの概要と困難さの例

(1) 概要

「病弱・虚弱」とは、慢性的な呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、神経疾患や悪性新生物、アレルギー疾患、その他政令で定める疾患及び身体虚弱の状態が長期間にわたる、または長期間にわたる見込みのもので、医療や生活規制が必要となるものです。

(2) 困難さの例

個別性が高いため一概には言えませんが、抵抗力の低下などにより、風邪等の感染症にかかりやすい場合があります。また、身体への負担の軽減や病状の安定のためには、学校生活や社会生活をおくる上で、活動が制限される場合もあります。本人が申告しない限り、健康な学生と区別がつかないことも多く、長期欠席等により周囲が気づき把握されることもあります。“困難さがわかりにくいこと”が困難さの一つであるといえるでしょう。

◆ 1. 大学での教育実習前の面談の在り方

(1) 申し込み時の書類で配慮事項を把握するためのポイント

自己申告や配慮申請への遠慮や認識のなさに対して、病気への不安や困りごとに関して支援が受けられることを事前に明示し周知する必要があります。病弱・虚弱の学生への支援・配慮は個別性が高いため、自己申告や配慮申請があった場合は、個別に面談を行って確認が必要です。

また、ニーズの個別性の高さはあるものの、障がい学生支援の専門部署とのつながりを持っていない潜在的な学生の存在も考えられます。実習校に支援・配慮の依頼をするしないにかかわらず、多様な部署での検討を行うためにも、障がい学生支援の部署の紹介を検討してください。

(2) 時期

特に、障がい学生支援の専門部署とつながりがない場合は、教育実習の申し込み時の書類での記載が確認され次第、面談等での状況確認を開始するようにします。

(3) 面談で明らかにしておくポイント

医療機関での診断名、治療管理（服薬・運動規制・食事規制等）の状況、感染症への配慮、実習にあたっての主治医の所見の聞き取りをおこないます。

◆ 2. 教育実習先の選定段階での留意事項

毎日の登下校が過度の負担とならないよう、移動手段や移動距離を考慮しておくことが望ましいと言えます。

◆ 3. 教育実習受け入れ校への情報提供や調整の在り方

(1) 伝達する情報のポイントと調整事項

体調管理や、不調が予想される場合の予防的対応として、教室の後ろに椅子を準備しておき、授業見学時に必要に応じて座らせてもらえるようにすることや、保健室や別室での休息の取り方等の調整も考えられます。

また、病状によっては、給食で食べられない食材がある場合の対応、薬の服用のための時間の確保等も調整しておくといでしょう。

◆ 4. 教育実習受け入れ校と大学の連絡体制の在り方

発作等の体調急変時の連絡先や、大学が把握している手順などを実習校と共有しておきます。また、病気を理由とする欠席や遅刻の取り扱いなどは、教育実習に関わる事務職員の対応が想定されるため、大学と実習校の対応窓口となる担当者を明確に取り決めておくことも必要です。

アナフィラキシー等急激に症状が悪化する疾患に対しては、実習校に対応の手びき等を提供するのが望ましいでしょう。

教科指導等の授業場面で、病状によっては、活動量・活動制限・休憩の取り方や教材のアレルゲンの除去等について検討する必要があります。

薬物療法の副作用等によって、免疫が低下し、感染症に罹りやすかったり、症状が重篤化しやすくなっている場合もあります。実習生に対して、実習中のクラスのみならず、実習校全体の流行状況も情報を提供し、本人が主治医等と相談したうえで、当該実習生の実習が一時中断されることも考えられますので、その対応についても事前に対応担当者を決めておきましょう。

◆ 5. 教育実習後の成果や課題の振り返りの機会の在り方

(1) 学生の望ましい気付き

卒業・修了後に体調を維持しながら教師として働いていくためには、実習中から心身への過度な負担や病状悪化のリスクを少なくする生活を意識したり、日々の変化する体調に即した必要な配慮について申し出られるようになっておくことが望ましいので、このような視点からの振り返りも行います。

◆ 6. 教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～病弱・虚弱～

病弱・虚弱の学生の教育実習に関する対応をチェックリストにまとめました。障がいのある学生全般に共通する教育実習に関する対応チェックリストと合わせて、各段階での対応の参考に活用してください。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～病弱・虚弱～			メモ欄
学内での準備	書類	自己申告や配慮申請への遠慮や認識のなさに対して支援が受けられることを明示し周知	済・未
	面談	医療機関での診断名・主治医の所見	
		治療管理（服薬・運動規制・食事規制等）の状況	
		感染症への配慮	
		診断名、障がいの状態を実習校の誰に伝達をするのか	
		伝達内容に関する同意	
	選定	毎日の移動が過度な負担とならない、移動距離、移動手段の考慮	
実習校とともに 行う準備	体調管理のための予防的対応		
	保健室等の別室での休息の取り方		
	給食の対応（食事規制のある場合）		
	服薬の時間の対応		
	授業場面での活動量・活動制限・休憩の取り方		
	授業場面での教材のアレルゲン除去等		
	連絡・連携	発作等の体調急変時の連絡先、手順の共有	
		アナフィラキシー等の対応手引きの提供	
		病気を理由とする欠席や遅刻の取り扱い	
		感染症流行時の対応	
実習後 振り返り	学生	体調を維持しながら勤務するための生活を維持することへの気づき	
		体調の変化に即した配慮の申し出ができるようになることの気づき	

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル ～発達障がい～

ここでは、教育実習に関する対応のうち、発達障がいのある学生に特化した合理的配慮や留意したい事項の詳細をまとめています。障がいのある学生全般に共通する対応マニュアルと合わせて参照してください。

障がいの概要と困難さの例

「発達障がい」とは、何らかの要因による生まれつきの中枢神経系の障がいのため、認知やコミュニケーション、社会性、学習、注意力等の偏りを生じ、現実生活に困難をきたす障がいを言います。

身体障がいと異なり、障がいが可視化できず、障がいの有無は周囲だけでなく、本人や家族も気づきにくいという特徴があります。また、どこまでが本人の個性（性格）や能力の問題で、どこからが障がいに起因する困難さであるのか境界が曖昧で区別がつきにくいいため、どの程度の範囲でどの方法の支援を行えばよいのか判断が難しい場合があります

発達障がいには後述する自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症などがありますが、これらの障がいは同じ診断名の障がいであったとしても、個人差が大きく、また複数の発達障がいも重複することもあります。また、これらの特性と環境との相互作用の中で二次障がいとして精神障がいを併発することも多く、障がいのあり方や支援、必要とされる配慮はそれぞれ異なります。

(1) 自閉スペクトラム症 (Autism Spectrum Disorder: ASD) の概要

自閉スペクトラム症 (ASD) は対人関係の困難さと限定的な興味・関心・行動の2つの主症状からなる発達障がいです。以前は、自閉症、アスペルガー障がい、広汎性発達障がいと呼ばれていました。対人関係の構築の難しさや状況理解の困難さ等から、授業・研究室活動・サークル活動等の多くの場面でトラブルを起こしてしまう場合も少なくありません。また、感覚過敏と呼ばれる特性がある場合も多く、騒がしい場面ではしんどくなってしまうたり（聴覚）、特定の匂いがあると気分が悪くなってしまうたりする（嗅覚）こともあります。さらに、他の発達障がいや二次障がいとしての精神疾患を併せ有する学生もいます。

(2) 注意欠如・多動症 (Attention Deficit/Hyperactivity Disorder: ADHD) の概要

注意欠如・多動症 (ADHD) は不注意と多動・衝動性といった2つの主症状からなる発達障がいです。日常生活においては、忘れ物が多かったり、スケジュール管理をするのが難しく、レポートを期日までに提出するのが難しいというような場合があります。また、ASDやSLD、二次障がいとしての精神疾患等、複数の特徴や症状を併せ有する場合があります。

(3) 限局性学習症 (Specific Learning Disorder: SLD) の概要

一般的な知的発達に遅れはないが、読む、書く、計算する、推論する等の能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。例えば、同級生に比べて、読むのが遅い、漢字や英語のつづりで読み誤りや書き誤り（タイピングも含む）が多い、ノートをとるのに時間がかかってしまう、計算間違いが多い、数量がわかりにくい等が生じます。

◆ 1. 大学での教育実習前の面談の在り方

(1) 申し込み時の書類で配慮事項を把握するためのポイント

発達障がいに関しては、個性が非常に高く、自己申告や配慮申請があった場合は、必ず個別に面談を行います。

また、発達障がい学生の中には、本人が連携が不要と考えている場合や、障がい学生支援の専門部署とのつながりがない学生もいることが考えられます。そういった学生でも、発達障がいの特性によって、学生生活の何らかの場（サークルや、ゼミなど）での対人トラブルがあった場合や、結果的に情報を理解できておらずに学生生活に必要な手続きや提出物で失敗してしまった過去が把握されている場合については、障がい学生支援の専門部署を紹介するとともに、面談を行うことを提案したほうが望ましいでしょう。また、保護者からの相談や情報提供があった場合にも、面談を行うことができるでしょう。

(2) 面談で明らかにしておくポイント

医療機関での診断名、服薬の有無や状況、実習にあたっての主治医の所見などを確認することが望ましいです。

学生自身に教育実習で困難が予想される場面について聞き取りを行うときには、実習校種に合わせた具体的、典型的な場面（授業中、休み時間、掃除、給食、朝礼、校外活動など）を提示しながら、一緒に整理していきます。この他、本人が得意とすることについても聞き取りを行います。本人が、得意な面に対して自覚がない場合は、ゼミ担当教員をはじめ関わりのある教職員からの聞き取りもおこなうとよいでしょう。

(3) 面談で明らかになった情報の取り扱いについて

実習校に診断名をどのレベルまで伝えるか、面談で聞き取ったニーズや得意なことの伝え方などについて詳細に話し合ったうえ、同意を得る必要があります。詳細な状況は管理職までにとどめるのか、それとも配属されるクラスの教員を含めるのかなどです。また、発達障がいの場合は、伝えることで学生個人の成果や課題ではなく、障がい名の印象で判断されることへの懸念もあります。慎重に伝達の仕方を検討する必要があります。

◆ 2. 教育実習先の選定段階での留意事項

障がいの状態によっては、実習校の選定前から面談を行い選定します。障がいの特性に応じて、学校の規模（幼児児童生徒数やクラス数）も考慮します。

◆ 3. 教育実習受け入れ校への情報提供や調整の在り方

(1) 伝達する情報のポイントと調整事項

発達障がいの特徴が強く出て、不安になったりパニックになったりした際の対応など、(クールダウンできる環境の準備など)あらかじめニーズを聴き取ったことを実習校に伝達しておきます。また、発達障がいのある学生への情報の伝え方は、口頭だけでなく文字や写真・イラストといった視覚情報も伴う形で行うことや、一度に伝える情報は最小限にするといった、障がい特性に応じた伝え方の工夫の説明を行っておきます。

発達障がいはその状態や、配慮ニーズの個別性が高い上、わがままなどと誤解を受けやすい側面もあります。事前の面談でていねいな聴き取りを行い、パターン化されたルーティーンを決めておくなどをしたうえで、実習校との調整で伝達することが必要です。

◆ 4. 教育実習受け入れ校と大学の連絡体制の在り方

発達障がいのある学生については、欠席や遅刻、提出物期限の遅れなどの取り扱いについての連携が必要です。教育実習の単位認定にかかわるため、教育実習にかかわる部署の職員での対応も想定されます。

連絡については、学生自身が困った場合、あるいは実習校側が困った場合、それぞれの連絡方法を明確にしておくことも必要です。発達障がいの学生は、想定外のことが起きますと、パニックになりやすい者もあり、いくつかの場合分けをして対応方法をそれぞれ具体的に確認しておくことも必要です。

◆ 5. 教育実習後の成果や課題の振り返りの機会の在り方

(1) 学生の望ましい気付き

将来の進路のことも踏まえ、学校教育現場の環境のなかで、発達障がいのある学生自身の状態がどうであったか、振り返りが大切です。その上で、自分で努力したり、工夫したりする部分と、周囲に理解や配慮を求める点についての気付きを促していきます。

(2) 学生からの成果や課題のヒアリングのポイント

発達障がいの特性によって、自身の成果や課題を客観視して言語化することが困難なことがあります。時間をかけて、少しずつでも教育実習に関する話や具体的なエピソードの中から気付きに結びつくような働きかけが必要です。口頭でのやり取りだけでなく、話し合いの過程を視覚化するなどの配慮も必要に応じて行いましょう。

(3) 実習受け入れ校からのヒアリング内容を障がいのある学生に伝える際のポイント

発達障がいの特性によって、厳しい内容を遠回しに伝えようと、真意が伝わらず、また逆にそのままに伝えようと自信を失い極度に落ち込んでしまうことがあるため、伝え方には配慮が必要です。厳しい内容を今後にどのように生かしていけば良いのかということの具体例を示しながら、前向きに受け止められるように工夫をしてください。

◆ 6. 教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～発達障がい～

発達障がいのある学生の教育実習に関する対応をチェックリストにまとめました。障がいのある学生全般に共通する教育実習に関する対応チェックリストと合わせて、各段階での対応の参考に活用してください。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～発達障がい～				メモ欄
学内での準備	書類	サークルやゼミなどでの対人トラブル		有・無 関連部署： 時期：
		学生生活に必要な手続きや提出物での失敗		有・無 関連部署： 時期：
		保護者からの相談や情報提供		有・無
	面談	主治医の診断書（意見書），実習にあたっての所見		
		服薬の有無や状況		
		実習中の具体的，典型的な場面で困ることが予想されること		
		学生の得意なこと（本人がわからない場合はゼミ担当教員から）		
	選定	障がいの特性に応じた学校の規模（幼児児童生徒数やクラス数）		
実習校とともに 行う準備		障がい特性が強く出て不安になったり，パニックになった際の対応	別室	
			対応者	
			自己対処方法	
		障がい特性に応じた情報の伝え方（視覚情報や情報量について）		
		欠席や遅刻の対応の取り決め		
		提出物の提出方法の取り決め		
		提出物期限遅れ対応の取り決め		
実習後 振り返り	学生	学校現場（環境）と自分の状態との相互作用への気づき		
		自らの努力や工夫の必要な面に対する気づき		
		環境面での支援を要請すべきことに対する気づき		
		障がい特性に応じた，気づきの促しの工夫		

教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアル ～精神障がい～

ここでは、教育実習に関する対応のうち、精神障がいのある学生に特化した合理的配慮や留意したい事項の詳細をまとめています。障がいのある学生全般に共通する対応マニュアルと合わせて参照してください。

障がいの概要と困難さの例

(1) 概要

「障がい」は、原因に関わらずなんらかの機能が制限された状態を指しますが、精神疾患は身体疾患と異なり、病因や病態、症状や予後などに個性が高いため、「精神障がい」という表現も多く用いられます。ここでは何らかの精神的な機能に障がいがあり、環境との相互作用によって日常生活や社会生活に支障をきたす状態全般を「精神障がい」としています。青年期は一部精神障がいの好発期でもあり、症状や状態によっては修学上の支援が必要となる場合があります。分類法もいくつもあり、障がいの数も多く、また、先にも述べたように一つの障がいのなかでも、その状態像は個性が高いため、専門的かつ丁寧なアセスメントが重要です。修学にあたっては本人が必要な医療を継続して受けることが前提であり、そのうえで主治医の意見や治療の状況を踏まえながら、教育機関として必要かつ可能な支援を探っていくことになります。青年期にも多く見られる精神障がいには、具体的には統合失調症、気分障害、不安障害、パニック障害、強迫性障害、摂食障害、パーソナリティ障害*などがあります。

(2) 困難さの例

精神障がいは、障がいの種類によっては行動や言動が特徴的な場合もありますが（統合失調症や強迫性障害など）、多くの場合、症状は目に見えず、環境要因によっても困難さの現れ方が異なります。精神障がいに起因する修学や対人関係上のトラブルが起こっても、本人や周囲に精神医学的な知識が乏しく、単純に性格の問題に帰属させてしまい、本人の抱えている苦しみや困難さが正しく認識されないことがあります。さらに、発達障がいがある場合や、いくつかの精神障がいを合併している場合もあり、その鑑別は難しく、何らかの精神障がいの可能性が疑われた時点で、精神科医による適切な診断と治療を受けているかの確認と、受けていない場合は医療につなげることが必要です。また、環境の調整も重要で、ここが教育機関の支援が生きる領域です。精神障がいによる症状を、医療機関において適切な治療を受けて緩和・コントロールしたうえで、教育機関では、症状と付き合いながら修学と両立していく方法を共に模索しつつ、本人の置かれた環境から過剰な負荷がかけられている部分があればそれを把握し、可能な範囲で取り除いたり置き換えていくことが支援となります。

*精神障がいの個別の名称については、医療機関で用いられる診断名で表記しております。

◆ 1. 大学での教育実習前の面談の在り方

(1) 申し込み時の書類で配慮事項を把握するためのポイント

精神面の問題に関する配慮ニーズは個別性が高いので、自己申告と配慮申請があった場合、可能な限り個別に面談を行い、ニーズを聞き取ります。

また、自ら配慮や支援を求めている学生であっても、これまでに自殺未遂や自傷行為などがみられる、あるいは本人は認めなくても情緒不安定なことが明らかなケース、保護者から情報提供があったケースなどが把握されている場合は、個別の声かけを行い、面談につなげることが望ましいでしょう。

(2) 面談で明らかにしておくポイント

医療機関での診断と投薬治療の有無、また可能な限り、主治医の所見は確認しておきたいポイントです。また、学内でのカウンセリングや精神科医との面接の利用状況も明らかにできるとよいでしょう。また、本人が得意とすることについても学生の状態によって可能であれば聴き取りを行います。

(3) 面談で明らかになった情報の取り扱いについて

診断名をどのレベルまで伝えるか、面接で聞き取ったニーズの伝え方などについて、詳細に話し合ったうえ、同意を得る必要があります。詳細な状況は管理職までにとどめるのか、それとも配属されるクラスの教員を含めるのかなどです。精神障がいの場合は特に、その時の気分や状態に左右されるので、留意が必要です。

◆ 2. 教育実習先の選定段階での留意事項

障がいの状態によっては、実習校の選定前から面談を行ない、選定します。障がいの特性に応じて、学校の規模（幼児児童生徒数やクラス数）も考慮します。

◆ 3. 教育実習受け入れ校への情報提供や調整の在り方

(1) 伝達する情報のポイントと調整事項

情緒的に不安定な状態になった場合にどう対応してほしいか（一人になれる部屋を用意する、誰かの見守りがある中で過ごすなど）あらかじめニーズを聴き取り伝達します。精神障がいは状態、ニーズに個別性が高く、守秘されるべき情報も多いので、事前の聴き取りと伝達するべき情報の整理が重要となります。

(2) 人員構成

実習受け入れ校側からは、管理職、教育実習生の指導について取りまとめる役割の教員が望ましいでしょう。大学側からは、実習指導の担当教員、障がい学生の支援にかかわる専門教職員が考えられます。大学側からの人員は、学生に参加してほしいスタッフを事前に聞いてもよいでしょう。

◆ 4. 教育実習受け入れ校と大学の連絡体制の在り方

精神障がいのある学生については、欠席や遅刻、提出物期限の遅れなどの取り扱いについての連携が必要です。教育実習の単位認定にかかわるため、教育実習にかかわる部署の職員による対応も想定されます。

◆ 5. 教育実習後の成果や課題の振り返りの機会の在り方

(1) 学生の望ましい気付き

今の学校現場（環境）と自身の状態との相互作用がどのようなものかをまずは直視できるように、そのうえで、環境面への働きかけも含め、どういった変化や工夫、努力が教員となるうえで今後必要となるのかについての気づきがあると望ましいでしょう。

(2) 学生からの成果や課題のヒアリングのポイント

精神障がいのある学生のその時の状態にもよりますが、自身のことを言語化するのが苦手な学生も多いので、時間の余裕をもって、ゆとりのある雰囲気でのヒアリングを行うようにしてください。

(3) 実習受け入れ校からのヒアリング内容を障がいのある学生に伝える際のポイント

改善点を伝える際、学生にとって厳しい内容の場合は、伝えた後に、今後につながるように、ともに受け止め振り返る時間を作り、言いつばなしにはしないでください。

◆ 6. 教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト ～精神障がい～

精神障がいのある学生の教育実習に関する対応をチェックリストにまとめました。障がいのある学生全般に共通する教育実習に関する対応チェックリストと合わせて、各段階での対応の参考に活用してください。

教育実習における合理的配慮に関する対応チェックリスト　～精神障がい～			
			メモ欄
学内での準備	書類	自殺未遂や自傷行為等の既往歴の把握	有・無 関連部署： 時期：
		情緒不安定な様子（本人に自覚のない場合も場合も含めて）の有無とその状態像の把握	
		保護者からの相談や情報提供の有無の把握	有・無
	面談	支援に対する個別具体的なニーズ及び情報の取り扱い方法の希望の聴き取り	
		主治医の診断書（意見書），所見の有無およびその内容の聴き取り	
		学内でのカウンセリング，精神科医との面接の利用状況と情報共有の希望の聴き取り	
		学生の得意なこと（学生の状態によって可能であれば）	
	選定	障がいの特性に応じた学校の規模（幼児児童生徒数やクラス数）	
実習校とともに 行う準備		別室	
		対応者	
		自己対処方法	
	欠席や遅刻の対応を決める		
	提出物の提出方法を決める		
	提出物期限遅れの対応を決める		
実習後 振り返り	学生	学校現場（環境）と自分の状態との相互作用への気づきがあるか	
		自らの努力や工夫の必要な面に対する気づきがあるか	
		環境面での支援を要請すべきことに対する気づきがあるか	

令和3年度 文部科学省委託事業

「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」
教育実習に参加する障害のある学生に対する合理的配慮の
在り方の検討に関する調査研究

障がいのある学生の教育実習における
合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト

発行日：令和4年3月11日

発行者：国立大学法人大阪教育大学

住 所：〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

電 話： 072-978-3800

印 刷：Smile スマイル

